

令和4年8月19日（金曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和4年8月19日（金曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	伊藤俊君	阿部司君
	高橋尚勝君	須藤清孝君
	佐藤雄一君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	佐藤正行君
行政管理課長	岩淵武久君
行政管理課課長補佐	小野寺洋明君
農林水産課長	千葉啓君
農林水産課課長補佐	加藤信男君

監査委員部局

事務局長	男澤知樹君
------	-------

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博
主 事	山 内 舞 祐

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時50分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

報道機関から撮影及び録音を行う旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

本会議を中断しての特別委員会でございます。委員皆様には、活発な中にもスムーズな進行への御協力をお願い申し上げます。

本日の特別委員会は、先ほど本会議において付託されました議案第17号和解についてを審査するため開催するものであります。説明員として、町長、副町長、総務課長補佐、行政管理課長、行政管理課長補佐、農林水産課長、農林水産課長補佐、監査委員事務局長が出席しております。

早速審査に入ります。

議案第17号和解についてを議題といたします。本件につきましては、本会議において提出者の説明、担当課長による細部説明まで終了しておりますので、早速これから質疑に入ります。なお、質疑の回数は1度の質疑につき3回までとし、さらに伺いたいことがある場合は、他の委員の1度目の質疑がないと認められた後にこれを許可することといたします。

それでは、質疑願います。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1点になると思いますが、お伺いします。

被害届を出していると思います。そっちの扱いはどうなるのか、本件と関係あるのかお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えを申し上げます。

今回の和解に係る契約の締結と、町が被害を届け出たということの取扱いの関係でございますが、町の補助金が不正に流用されたといった事実には変わりございません。被害がなくなったといった経過も、現段階ではございません。あくまでも去年の6月提出をさせていただいている内容は被害の届出といったことで事実について行っておるものでありまして、告訴や告発といったことのように直接に今回の和解の相手方について訴追を求めているといった

内容でもございません。

そうしましたことから、被害が消滅していないということである限りにおいては、直ちに被害届について取り下げるといった状況にはないといった整理とさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 「それは、それで別ですよ」というお考えのようですが、先ほど示された資料の債務承認弁済契約書の第7条については、「この契約に定めるほか何らの債権債務を有しないことを確認する」ということにもなります。「というのと、被害届というのはまた別ですよ」という解釈なんだろうなと思いますが、全額弁済を求めるという手続に至ってそれで和解を成立させようとしているということになると、これが議決を経て実際にこの契約を結ぶという段には、確定的ではまだないので未来の話になると思いますが、客観的に道義的に判断した場合には、「それと被害届けはまた別です」「そっちはそっちで償ってください」ということになるとどのように見えるかといいますか、やっぱり一般的に見たら民事が成立しているのであれば刑事まではということになるのではと私は考えたんですが、現段階ではその考えはないということを確認しましたので。

もう一度だけそのあたり、町民の皆さんとかほかの人からどう見えるかということも踏まえてお答えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 今回の債務承認弁済契約ということでお示しをさせていただいている内容は、議員御指摘のとおり私的流用額の全額について御本人がまず弁済について約定として約していただくということになりますが、繰り返しとなって恐縮ですが現段階では被害が消滅といいますか回復されたという状況にはございませんので、事実について届出を行った。その被害といったものを今の段階で、結果としては取下げになろうかと思えますけれども、そういったことには直接には結びつかないのであろうと考えてございます。今後、いろいろな場面、機会を通じて関係機関等の御指導もいただきながらということになろうかと思えますけれども、届出といった行為については繰り返しますが取り下げる段階にはないということで考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 事案といいますか事件といいますか、南三陸町農山村地域活性化促進対策事業費補助金ということで、南三陸町有害動植物等対策協議会という団体に補助金を毎年出しておったと。その協議会の通帳から、この方が不正流用といいますかということになったんで

すよね。これは間違いない。

それで、こういう事案・事件が起きた場合には、町がこの協議会に対して返還請求をしなくてはならないというのは、南三陸町補助金等交付規則にきちとうたってあるわけですね、うたってある。要するに被害を受けたから町が警察のほうに被害届、これはちょっとどうなんだろうなという思いでずっといました。要するに町がこの協議会、団体に補助金として出したお金を該当者が不正流用したわけですから、被害届を出すのは協議会がやるべきじゃないですかと、前にも私言ったことあるんですよ。

町は何も個人に対して、今回議案として出していますけれども、和解なんかする必要は私はないと思っていたんです。要するに協議会のほうに返還すればいいんですから、今まで出していたけれども不当利得の返還請求という形で協議会に町が返してくれと。目的外使用をしたんじゃないか。目的外流用だ。

あとは、協議会のほうがこの個人に対して請求すればいいことであって、町が何も頭を痛めて個人と和解とか何とかとやる必要私はないと思っていたんです。そこをもう少し皆さんが分かるように、法的にどうなっているのか説明をいただきたいと思います。

それから、町がお願いした弁護士さんは、町が半分ぐらい責任があるということで、個人には全額値を請求して分割3万円ずつ、頭金といいますか現在持っている280万円ですかは一度返還してもらって、残りの金額を3万円ずつで令和14年までに払ってもらおうというような計画ですが、そこで弁護士先生が町が半分責任があるということで監査委員に対して町の責任度合いといいますか担当課長、当時の係とか担当者に責任を負わせるということで、その金額を出すようにということになっていましたよね。

監査委員からの報告はもう出ているんでしょう、この内容を見ると。それに基づいて、この返済計画を立てたと思うんですよ。そこは一体内容はどうなっているのか、個人個人の負担割合はどうなっているのか。それから、職員にばかり責任を負わせていいものかどうか、これを町長にお聞きしたいんですがね。

まずもって、それからですね。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをいたします。

町と相手方、あるいは町と協議会といった関係の整理でございますが、これまでの特別委員会等で総務課長からも答弁をさせていただいてございますとおり、本件補助金の申請行為等について協議会の意思を通じずに一個人が行ったといった整理とさせていただいてございま

す。

したがいまして、協議会等と一個人の関係性によることも成立しませんし、町は協議会のほうに補助金を支出させていただいておりますが、協議会の意思を通じないで当該個人が行った行為である以上は、弁済義務を負うのは当該個人であろうといったことで、これまでも御説明をさせていただいていることに変わりございません。

また、本町の顧問弁護士が最大でも2分の1であろうといった意見書を作成したといった点についてであります。そうした考えに基づきまして町長のほうから監査委員のほうに監査をお願いしてございます。その監査結果につきましては、現段階では決定内容についてはこちらのほうには届いてございません。届いておりません。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町長としてのということですが、昨年の9月22日の議会におきまして私の給与減額30%、それから副町長20%減額ということで、議員の皆さん方に可決をさせていただいたということで、私と副町長といたしましてもそういった一端の責任ということで給料の減額をしたということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 行政管理課長の言い分は、前からも同じようなことを言っているんですけども、私の解釈は町がその協議会に補助金を出して、協議会の通帳に入ったんですよ。その入った通帳から流用したんですから、町が損害とかと言うんだけれども、協議会が損害を受けたんですよ。そう解釈、普通はするんじゃないですか。

はっきり言ったらいいの。協議会の会長が町長だから請求ができないとか、お金がないから請求できないとか、そういうことになるんですよ。どんなこと言ったって、おかしい話ですよ。町が協議会に補助金を支給して通帳に入れて、そうしたら協議会のお金ですよ、通帳に入ったら。それから出しているんですから、町の金庫から持っていったんじゃないですよ。その契約もうたってある、きちんと16条・17条で。これ命令ですよ、町長が協議会に対して返還命令出さなさいとなっちゃうんですよ。弁護士先生は、この規則読んでいるの。読んだけれども、できるだけ協議会に責任を負わせないようにするための何をつくったんじゃないですか。私はそう思いますよ、この規則がうたってあるんですから。何語ったって町の法律ですからね、それにのっとってやるべきですよ。なぜできないの返還命令、おかしい話です。

それから、監査委員の報告はまだ出ていないと。出ていなくて、何を根拠にこの数字を出してきたの。私は、もう既に出ていて「誰々さんは何ぼ」、誰々係長か課長補佐か分からない

けれども「何ぼ」「合計でこれぐらい、職員の方々から返済予定があります」と。だから、残りの分を個人に分割で3万円ずつだということを出てきたものだと思っているんですよ、私は。出ていないのに、何を根拠にこの数字出してきたの。令和14年の9月に800何ぼ残るんですよ、この計画書を見ると、その金額を職員たちから徴収するというか、そういう考えなのかなと推測されるんです。

ですから、そういう根拠がはっきりしないのにこういう結果、議案ですからね。議案の参考資料として出しているんですから、曖昧なことでは困るんですよ。そこに出てくる数字の根拠というものをきちっと出してもらわないと。何だか分からないのに、ただずらずらと書いて分りませんよ。根拠がなくては駄目ですよ。

我々は、昨年の9月に町長30%、副町長10%、1か月分。それも任期があと1か月だからということで、9月に出してきたんだ。もっと早く出すべきですよ、半年も前にこういう問題が起きたら。たった任期が1か月になって、出してきた。町長は1か月だ、任期ね。副町長は、もともとあったわけだ。そうでしょう。さらに出す気はないんですよ、責任取る気はないんですよ。それで終わらせようとするんですか、そうはいかないでしょう。

私、今ここで議案として出ているから言わせてもらうんですが、職員に負担をさせるということは私間違っていると思います。いろいろな御意見あるでしょう。責任取らせるためには、懲りさせるためとかという言葉はあるんだけど、これは法的に自治法上、それからいろいろな法律があつて請求できると、持たせるということもうたつてあるでしょうが、私個人は職員の方に責任持たせてお金を支払わせるっていうことは、一番よくないことだと思っています。

とにかくその1つ目と2つ目、その辺のところ。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 1点目は、協議会に対する返還命令が補助金等交付規則に照らせば本来ではないのかといった御質問でございました。

本町の顧問弁護士が、この件についてお答えをいただいている弁護士の先生が本町の補助金等交付規則を確認しているか否かといった点については、御確認をいただいております。実は、当初いわゆる事件的な文言で申せば横領的な取扱いが、一般の入り口としては実は検討のテーブルにも載ったという経緯がございます。しかしながら、いろいろと調査あるいは御本人とのやりとりを経る中において、協議会としての団体の意思を通じていないということは確かであろうと。意思を通じていない以上は、議員御指摘のとおり協議会の名義の通帳に

町は入金をさせていただいておりますが、その通帳の主体である協議会の働きがない以上は協議会内部の横領といった整理ではなくて、協議会の名をかたって一個人が公金を詐取したといった整理が正しいのではないかと。

逆説的に申せば、そうした整理がなされる以上は補助金等交付規則に基づく申請行為からがそもそも虚偽であると、そういった整理をさせていただいて、結果被害届上の罪名については詐欺行為にあったということで整理をさせていただいておるといった内容でございます。

2点目は金額の根拠といったことで、今回議案関係参考資料の5ページのほうに弁済計画的な内容でお示しをさせていただいております。令和14年度の9月の段階で890万という金額をお示しさせていただいておりますが、これは検討のスタートは弁済いただくこととする不正流用額のスタートは議案関係参考資料の4ページ目に記載のとおりでありまして、そちらのほうからまず一旦初回として御用意できる金額を御入金いただき、その後については御本人の生活状況に応じて弁済をいただける金額について、いわゆる月払いという形で協議をさせていただいたと。それを、まず10年間という形で約定弁済ということで約させていただいて、10年後に当たる令和14年度の9月には残金を一括でお支払いするということを前提としながらも、そのときの生活状況等にも照らしながら改めてその弁済については協議をさせていただくという内容でございます。

したがいまして、この令和14年度の9月というところに下線を引いて表示をさせていただいている金額が、何かその職員の責任であるといった考えのもとにはじき出しているといえますか、整理をさせていただいている金額ではございません。よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そうしますと、途中で今の進め方というか、監査委員からの報告がなされて、それを実行するんでしょう。先ほども言ったように、個人個人の負担額といいますか、職員かね。それがいつ出てきて、それでどれだけの金額になるのか。実際本当に半分なのかね。

それから町長・副町長、さらにまた自分たちの責任を感じて、また30%か20%か分かりませんが出せというような話になるのが分かりませんが、弁済には町長・副町長のやつは充てられないものでこれはいいんですが、監査委員からの何はいつ出て、どういうふうな今度は処理を進める手順ですね、それはお考えがあるんでしょう。そうしますと、出た段階でこの金額も変わってくる可能性があるのかどうか、途中からね。それ、聞かせてください。

それから、課長言っているのは被害を受けた、町がね。被害を受けて、横領になるのか詐欺罪になるのかで町がやっている、それは警察に対する刑事事件として取扱いだと思っております。

よ。私聞いているのは民事として。民事、要するに相手方に請求ですから、町がやらないで協議会がやるんじゃないのかということを行っているんです。町が「被害を受けた」「横領だ」「詐欺だ」、これは警察のほうに出すんでしょうけれども、それは刑事事件ですから。私が言っているのは、民事として損害賠償請求という形から、町がするのではなく協議会がすべきではないかということなんです。お話上手だから、課長もそっちのほうさ話を持っていくんだけど、分けて考えるべきさ、刑事と民事と。そこなんです、聞いているのは。いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） まず、監査結果の報告がいつごろ出て町長に提出されるのか、その際の金額は幾らなのかといった御質問でございます。8月2日の特別委員会において、代表監査委員がお話しした以上のお答えを私今持っておりませんが、できるだけ早くという形で現在監査を進めておるということでございます。

そして、いわゆる賠償額につきましては、監査報告書において町長に報告すべき内容でございますので、この場では私事務局長の立場でお話は適当ではないということと、併せて現在監査続行中でございます。最終的な監査報告書なりが成案としてまとまっているかと本日現在と問われれば、まだその段階にはないということは申し上げられるのかなと思っております。

私からは以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

まず1点目、監査委員事務局のほうからもお話ございましたが、現段階では監査側からの決定が届いているわけでもございませんし、地方自治法に基づいてその賠償責任の有無を含めて監査に付しているといった状況でございますので、有無のうち「あり」と決定がなされて「あり」であればといったことで数字なりが出てくれば、弁済いただく金額については変動が生じるというのは議員御指摘のとおりでございます。

その旨につきましては、議案書の2ページの実際の弁済契約書の第2条ただし書のほうに規定をさせていただいて、御本人とあらかじめそういった変動が生じた場合にはその変動後の額において弁済をいただくといったことについて約すといった内容でございます。

また、町と協議会あるいは協議会等相手方御本人といった関係性につきましては、特に刑事・民事ということですみ分けをしてお話ししたつもりはなかったんですが、民事上の債権

債務につきましてもこれはあくまでも南三陸町と相手方個人であるといった整理をこれまでも同じくさせていただいておりますし、そういった点も含めて相手方御本人も相手方のほうでお選びといたしますか御相談になった弁護士等に見解を聞いた上で、本人が直接町に全額を弁済するのが本来だという御指導をいただいたということで、今回協議がある程度整ったといったことで付議をさせていただいているといったものでございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も何点か伺いたいと思います。

まず、前委員のあれで分かったんですけれども、今回この契約書の第2条の「ただし」からなんですけれども、これによって返済額が変わることなんです、そこで伺いたいのは町の監査報告があつて決まるのか、それともどういった状態で決まるのか。その点、1点伺いたいと思います。

あと、今回こういったただし書があるような中での和解案なんですけれども、話に聞くとところによると本人が「早めに」というような意思もあるとは聞いていましたけれども、果たして先ほどの委員とのやりとりを聞いていて私もちょっと疑問に感じる面がありますが、今回こういった段階で和解案を出した理由というんですか、そこを伺いたいと思います。

あともう1点、先ほど委員が聞いていた「町と相手方じゃなくて、協議会と相手方じゃないか」という、そういう質問の中で答弁として「協議会の意思が存在しない中」とか「協議会の意思が通じていないところでお金が使われた」というそういう答弁あったんですけれども、そこで伺いたいのは協議会に本来「使う」「使わない」と決定させる意思というんですか、そういうものがあつたのか。もちろんその意思を表すのは、多分総会とかそういったものだったと思うんです、それさえも余り開かれていない中で協議会の意思というのはこういった形で私たち認識すればいいのか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えを申し上げます。

要求監査の結果が出る前に、この段階で弁済契約を交わすことについてという1点目につきましては、議員がお話をされましたとおり相手方御本人からは、「自分が債務について1日も早く弁済をスタートさせたい」と。何らかの事情でスタートが遅れれば、それが後ろにずれるという結果を招くだけですので、まずは御自身が不正に私的流用したと整理になる分については「弁済をスタートさせたい」といった御本人からの御意見もあつたというのは事実でございます。そうした結果を踏まえまして、これまで相手方と丁寧に協議を進めてきた結果、

この弁済契約の内容がある程度整ったといった内容でございます。

2点目ということで、「協議会の意思」ということでございますが、議員御指摘のとおり総会の開催もほぼほぼなされなかったということで、先ほどのお話の中にお金の使われ方といった部分についてのお話があったと思うんですが、その前段階となる部分の補助金いわゆる交付金を、補助金を申請するに当たっての事業の内容について協議会の意思をそもそも通じていないということなので、いわゆる補助金等交付規則に基づく申請自体が成立しないと整理をさせていただいているものでございまして、入金なされた後のお金の使い方に協議会の意思というものは一切働いていないということで整理をさせていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 分かります。そこで弁済を急いでいるということで、今回こういった和解案をあれしたわけなんですけれども、そこで2条のただし書きにあるように見直す時期というんですかタイミングというんですか、それはいつが想定されるのか。この契約書の内容では、「何月何日に見直す」とかというのがあれば分かりやすいんですけれども、それがなく「漠然と」と言ったら言い方悪いんですけれどもあるもので、これは最終令和14年になるのかそれともそれ以前になるのか、そこを多分相手方と協議なさっているでしょうから、何分今月の2日まで秘密会ということでやってきたので、町の弁護士さんの意見書等も当然町の弁護士さんの意見書ですから、クライアント向けに出したものですからほかの人が見てどうのこうのという筋合いではないんでしょうけれども、ただ我々議員も目を通していているように町の責任が半分ぐらいあるんじゃないかというそういう意見書ですので、それを相手方が何らかの機会で見れば、また別の形にもなったんじゃないかという思いはしているものですから、そのあたりを含めてこの弁済計画等に関しても、言い方を悪くするとやり取りにそういうことはないんでしょうけれども、何か不自然のような形がするんで、その点も伺いたいと思います。

あと、協議会を通じてということなんですけれども、事業に対してというあれなんですけど、以前の委員会でも質疑あったとおり事業がなされていたか、なされていなかったかというのはどこが確認とかをしていたのか。その点だと思うんですね。補助金出されていて、実際事業をすればお金を使うわけですから、こういった事案にはならないと思うんですね。そういった部分を含めると、協議会の意思というのがどのような形で発揮されていたのかというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答え申し上げます。

弁済契約書の第2条ただし書に基づく弁済必要額の見直しの時期といった1点目の御質問につきましては、ただし書に記載がございますとおり「相手方・乙」といったことで表記をさせていただいておりますけれども、「乙の負担によらないで回復されるべき金額」いわゆる「損害が町において定められたときにあつては、回復されるべき金額について弁済必要額を分母から控除しますよ」といった内容でございます。

具体の時期でございますが、実際先ほど来お話がございますとおり、本町顧問弁護士の意見も踏まえながら、監査委員に対し職員の賠償責任の有無といったものについて監査要求を行っておりますので、その結果が出され、かつ「あり」となった場合、数字が出るといった方向の回答・決定がなされた後は、直ちに御本人に対してお示しをするのが通常であろうといったことで考えてございます。

また、本町顧問弁護士の意見書の中にございました、いわゆる2分の1の責任あるいは額といった点につきましては、前回の特別委員会でも若干申し上げたかもしれませんが相手方には我々のほうからその旨についてはしっかり御説明をさせていただいております。実際、不正に私的流用した金額については1,500万円程度といったことについては御本人も認めただいておりますし、ただ、一方で「場合によっては」と言いますか法律家の意見としても「町側の責任といったものも否定できないのではないか」といったことも示されているといったことをお伝えした上で、相手方個人の方は御本人が法テラスを通じて紹介を受けた弁護士の先生に御相談をしているといった経緯はございます。

ですので、何ものちのちに「実は」といったお話でその減額分を提示するといった内容ではございませんし、繰り返しとなりますがこの弁済契約書の案をお示しして協議をさせていただく中において、その点については丁寧に御説明をさせていただいております。

3点目でございますが、協議会の意思といいますか事業に当たった分といった趣旨の御質問だったと思っておりますけれども、補助事業としてなされた分があるのかなのかといったことについては、今般お示しをさせていただいております議案関係参考資料の4ページ目のほうを御覧いただければ、表囲みの大きい数字の2番目「支払いの相手方が確認できているもの」ということで、約318万円の金額にお示しをさせていただいております。これは、平成23年の8月から令和2年の4月までの間において様々な事業といいますか、内容に対して実際の支出がなされ、その相手方が事実であるということを確認できている金額が318万円程度でございます。

その支払いについて、結果として補助金交付要綱に定める補助目的に合致してございますので、特段補助目的・制度そのものに照らせば、この318万円といったものについては支払いの相手方が確認できておりますし、もちろん相手方が不正に私的流用をしたものではないといった整理で、今回1,528万円という金額を整理させていただいておるといったものでございます。

ですので、繰り返しになりますが2番目に記載の部分が、実際の補助目的には合致するような対象経費に充てられた金額といった内容になります。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長で、私から相手方のほうに顧問弁護士さんの意見書の内容等が伝わっていない中で進められたのかなと、そういうふうに考えたものですからそのような聞き方をしたんですけれども。ただ、そういったことを聞く中において、やはり相手方としては幾ら早く支払いを始めたいと言っても、ある程度確定的な形で和解を結ぶのが通常というか本来ですとあれだと思んですが、そここのところは私解せないんですけれども。

相手方は「これでいいです」と言うんでしょうけれども、そここのところやはり被害を受けた協議会もそうなんですけれども、使った方が当然私的利用したんで悪いんですけれども、その部分の責任というんですか、そこが何かはっきりしない中でこういった和解案というのはどうなのかと思うんですけれども。聞いている意味、分かりませんか。言っているほうも、ちょっと分からなくなってきたんですけれども。

そこで再度確認したいのは、町の監査の意見書が届いてはつきりするということなんですけれども、それが今日・明日というわけじゃないんでしょうが、それが今年中なのか来年なのか再来年なのか、いろいろ状況によって分からないと思うんですけれども、その見通し等はどうなっているのか伺いたいと思います。

あと、協議会のほうの意思が通じた分ということで約6分の1、310万円なんですけれども、その6分の5の部分がどうだったのかということだと思ってるんですけれども、そこは協議会の意思が通じていたのかいなかったのか、伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） じゃあ、監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 要求監査に対する監査委員からの調書に対する報告書がいつ出るかといった御質問かと思えます。先ほど答弁させていただきましたとおり、現在監査中でございます。できる限り早くといった形で監査を進めております。

私からは、繰り返しになりますが以上の答弁となります。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 御本人に弁済いただくこととしてスタートする金額につきましては、先ほども申し上げましたけれどもまずは御本人は御自身が御相談をされた弁護士の御意見も踏まえながら、私的に流用したといった部分についてはまず弁済をスタートさせたいと。かつ、その後において何らかの決定等がなされれば、その減額決定等がなされれば、その内容で改めて従いますといったことで御了解を得ているといったことに尽きると考えてございます。

また、先ほど6分の1と6分の5といったお話があったかと思うんですけれども、6分の1というのが参考資料4ページ目の2の318万円程度のお話だったと思うんですが、それではこの金額が協議会の意思を通じていたかと言われれば、通じてはいないと考えております。結果的に補助目的に合致する内容であったといった整理でございます。

また、その残りの6分の5といったお話がございましたが、単純に1,860万円の6分の5となれば、4番の不正流用分の1,500万という金額になろうかと思しますので、御指摘のとおりその1,500万円についてまずは御本人から弁済いただくといった整理でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 それでは、ちょっと私からも何点か伺いできればと思います。

今までの質問のやりとりで大体分かった部分もあったんですが、ちょっと書類上だけ見ても分からない部分をお聞きできればと思います。

まず、債務承認弁済契約書ということで今回資料として御提示ありましたが、すみません、ちょっと書類のあら探しというわけじゃないんですけれども、これ（案）がついていないというのは何か理由があるんでしょうか。これ、契約書（案）として出されない、これで決定するんですよというのを議決してほしいのか、それともまだ（案）でもんでほしいんですよというのかちょっとよく分からなかったなので、その辺の説明があればぜひお願いいたします。

また、このようにちょっと返済計画があり、御本人のほうで当然早く弁済をしていきたいという意思も見て取れますし、また町側としてもまずこうやって弁済計画でしっかり数字出してやっていくんだという資料としては整っているのかなという感じは受けたんですが、ただどう見ても途中の「変更ありき」かなという資料に見えてしまうというか、結局御本人が毎月3万円ずつの返済でいくと年間36万円という数字が出ています。10年後に、例えば10年後の9月に891万円という数字があるんですが、これは逆に変更ない限りは「ここで一気に返済してくださいよ」というふうにならずに「また話し合いますよ」となると、またちょっと先

延ばしになるのかどうか。ちょっとそういうふうにも考えてしまうんですけども、その辺
どういうやり取りがあるのか、ちょっともう一度確認できればなと思います。

あと、和解が成立した場合に契約書を交わすと思うんですけども、通常的には御本人と町
長のほうで取り交わすという契約書なんですけど、これ特に保証人というのは必要ないという
理解、それともいない・立てられないという理解なのか、ちょっとその辺を確認できればと
思いますので、御答弁お願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 議会事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、議案の体裁でございます。本件議案は、議案第17号和解につ
いてということで、記載の相手方とこのような内容で町が和解を締結したいという内容での
議案でございます。（案）がついてなくて、要は弁済契約書（案）の（案）がなくてよろしい
のかといった御質問かと思っておりますけれども。お答えになるかどうか、一般会計の補正予算案
とか単行議案につきましても工事請負契約についてとかにつきましても、すべからく、一般
会計補正予算（案）とはいたしておりません。

要は、議案として「別紙契約書に書いてある内容で和解をしたい」という案でございますの
で、極論を申しますと「契約書（案）」と付いておってもついておらなくても、受理をすべき
議案としていずれであっても瑕疵はないと。これまで同様、（案）がついておらない議案であ
りましたが、通常通り受理をして上程をさせていただいているということでございます。

1点目は、以上で御理解いただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） それでは、2点目と3点目について御答弁をさせていただきます。

まず、10年後にある程度まとまった金額をお支払いいただくと。一方で、変更前提ではない
のかといったお話でございますけれども、契約書の第3条にございます通りまず3号では10
年後の9月末日には、いわゆる残額全体についてお支払いをいただくということが前提でござ
います。一方で、第4号でその時の生活の状況等にも応じまして、最終回となる令和14年
9月の支払いについてはあらかじめ「甲・乙で協議すれば変更ができる」といった内容にさ
せていただいております。

実は、月々の弁済について検討あるいは協議をさせていただく中では、当然に御本人の今現
在の生活を健全に送っていただくということが大前提となりますので、月々の支払いとし
て整った金額については御本人が生活を送っていただくのに支障のないといえますか、生活

に著しい影響を及ぼさない金額を毎月毎月、そして積み上げていくと。10年後、令和14年度の9月にまず表示をさせていただいた金額が残額として残るということでございますので、御指摘のとおり最終回の分についてはあらかじめの協議の内容によっては変更が前提であるといったことでございます。

3点目の保証人といった点でございますけれども、いわゆる債務の承認弁済契約を交わす上で保証人が要るか要らないかということですが、なかなか現実こういった弁済に保証人の方についていただくというのも困難でありますし、御本人からもそういったお申出がございました。そうしましたためにも、契約書のほうに5条でお示しをさせていただいておりますとおり、いわゆる強制執行認諾条項付きの公正証書を契約の締結後公証人のもとに作成するといったことで、それ自体もこの約束の中に含ませていただいております。公正証書を作成しますと訴訟等を経ずに強制執行といったことが可能となりますので、保証人を付してないといった代わりにはなりませんけれども、そのためにもしっかり公正証書ということで将来に向けての書類として保管をさせていただくといったものでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、1点目のほうは説明どおり理解いたしました。

ちょっと行政管理課長から御説明ありましたが、いろいろとやり取りする中でこのようになったということになるんですが、そうしますと例えばここに2回ですね。毎月の支払いが第4条、その契約書の。2回以上怠った場合は、即座に残額を一括弁済するというふうに記載されておりますので、それが強制執行の承諾付というふうに理解するんですけれども、御本人がそのとおり生活に支障がない中で3万円という毎月の金額決まったと思うんですが、仮にこの3万円が滞った場合に、そのときにどのように残額が捻出できるかどうかという部分は、御本人がどうにかするしかないと思うんですけれども、もしそれがその時点で本当に不履行になった場合のリスクというのはどのようにお考えか、御説明いただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 契約書の4条に基づいて、怠った金額が2回分以上に達した場合ということでございますけれども、その場合は手続の流れとして申し上げれば強制執行という形に、御本人が一括弁済できないということで結論が出れば強制執行という形になろうかと思っております。その後は、財産等の差押えという通常の手続に入るのが一般の流れであろうと認識してございます。（「委員長、動議」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） どうぞ。

○今野雄紀委員 さっきからいろいろもんでるわけですが、今回町の監査報告がまだない中で、今回する中で継続審査を望みたいんです。（「賛成」の声あり）

○事務局長（男澤知樹君） 質疑がまだ終わっておりませんので、質疑を終結するタイミングと
いいですか。じゃないと質疑を遮る動議というのは、まだ時間もありますので不適當な動議
と思われま。動議は、一定程度タイミングが当然必要でございますので、続きの「質疑を
続行します」というのがまずありかなと思われま。

○委員長（菅原辰雄君） 局長の説明のとおりですので、質疑を続行します。

ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 委員長、動議を申したてたいと思います。継続審査ということ望みたいと思
いますが、お願いします。（「賛成」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ただいま継続審査の動議が出ましたが、本日はここまでとして、あと
は継続審査をするかどうかをお諮りいたします。この動議、継続審査に賛成の諸君の起立を
求めま。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原辰雄君） 起立少数でございますので、動議は否決されました。

ほかに質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対の討論の発言を許しま。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 本案に対し、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来の質疑の中で、やはり監査委員報告がせめてあった後での和解案の提出を望みたい
と思、本案に対して反対とさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 次に、賛成討論の発言を許しま。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 私は、この和解案に関しては賛成の立場から討論させていただきたいと思
いま。

まず大前提といたしまして、和解案でありますので双方がいるわけ。甲と乙がいるわけ
。その双方が納得しているということに対して、基本的に口を差し挟む余地はそれほど
多くないというふうになら考えま。

ただ、議決案件でありますのでそのことを鑑みて考えた場合に、これまでこの特別委員会
で説明されてきた内容において、特筆すべき不明点ということは私はないというふう
に考えま。補助金を不正流用したということ当事者が認めている以上、その弁済をする
ことは当然のことあります。

また町民の視点に立っても、今回の事案で不正流用された公金を不正流用した当人に弁済させ取り返すという今回の和解案に反対しなければならない理由はないというふうに考えます。一貫して私主張しているつもりであります。一番悪いのは誰かという問いに対しまして、私は当該個人だろうというふうに考えております。

したがって、当該個人に弁済していただきたいというふうに考えているという、これ以上でもこれ以下でもないのかなど。ただ、町の責任についての整理、先ほどから議論になっておりますが、これが整理されて結論が出た場合においては、この弁済契約書の第2条にあるように、しかるべき処置を速やかにとっていただければよいのではないかとこのように考えております。

以上が、私が賛成する理由であります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菅原辰雄君） 起立多数でございます。よって本案は原案可決すべきものと決定されました。

以上で、議案第17号和解についての審査を終了いたします。

特別委員会の審査結果につきましては委員長報告を作成し、議長に対し報告することといたします。なお、報告につきましては議長を除く議員全員で構成する委員会でありますので、本会議における報告は省略することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって本会議における報告を省略することを議長に申し出ることといたします。

以上で会議を閉じたいと思いますが、今後も必要に応じて委員会を開催することとし、その際は議長・正副委員長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2 時 5 1 分 閉会